

平成25年

特定サービス産業実態調査

平成25年7月1日



全国のサービス業を営む事業所のうち、経済産業大臣が指定した事業所が対象となり、大阪府では約3300事業所が対象となります。

< 調査の対象 >

- ・大阪府が調査を実施する 22 業種（事業所単位）
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業、デザイン業、広告業、機械設計業、計量証明業、冠婚葬祭業、映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地・テーマパーク、学習塾、教養・技能教授業、機械修理業、電気機械器具修理業
- ・経済産業省が調査を実施する 6 業種（企業単位）
映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業、クレジットカード業、割賦金融業

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。

統計調査員は顔写真付き「統計調査員証」を携帯しています。万一、統計調査を語る不審な電話や訪問がありましたら、大阪府総務部統計課までお問い合わせください。

統計調査員や調査関係者が調査で知り得た情報を他に漏らすことは、統計法によって固く禁じられています。秘密の保護には万全を期していますので、調査へのご協力をお願いいたします。



調査に関する詳しい内容は・・・

サービス実態

検索

〔お問い合わせ先〕大阪府総務部統計課 事業・産業グループ
06-6210-9204, 9206

2013年5月号

(毎月1回発行)



大阪府総務部統計課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 19階 / 電話 06(6210)9196

統計課ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/>

再生紙を使用しています。